

【高森町】 保育施設等における避難情報発令時の 対応ガイドラインについて

町では台風や集中豪雨などによって人的被害が発生するおそれが高まったときに、「避難指示」、「高齢者等避難」等の避難情報を発令します。特に、乳幼児につきましては、高齢者や障がい者などとともに、避難行動に時間を要することから、「高齢者等避難」が発令された時点で、避難行動を開始することが求められております。

昨今各地で豪雨災害により多大な被害があり、本地域でも避難情報が発令されることもありました。今後も豪雨に限らず大規模な災害が起こる可能性は考えられます。このことを踏まえ、乳幼児の安全をいち早く確保するため高森町内に避難情報が発令された場合の在園している子どもにかかる対応について、下記のとおりガイドラインを作成しました。

避難情報が発令された対象地区に所在する保育園・認定こども園等はガイドラインに則して対応することになりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

高森町内の保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドライン

1. 目的

台風や豪雨などに伴う避難情報発令時、保育施設等には園児や保育事業者の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められます。

そこで、高森町内において、各保育施設等の存在する地区に避難情報が発令された場合の園児にかかる対応についてガイドラインを定めました。

2. 町民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに町民がとるべき行動は次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された時点で避難行動をとるべきとなっています。

警戒レベル	町からの避難情報等	避難行動等
警戒レベル 5	緊急安全確保 (町が発令)	既に災害が発生している可能性が極めて高い状況です。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。
警戒レベル 4 【危険な場所から 全員避難】	避難指示 (町が発令)	危険な場所からの避難が必要です。
警戒レベル 3 【危険な場所から 高齢者等は避難】	高齢者等避難 (町が発令)	ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等は危険な場所からの避難が必要です。
警戒レベル 2	大雨、洪水注意報 (気象庁が発表)	ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。
警戒レベル 1	早期注意情報 (気象庁が発表)	最新の防災気象情報に留意するなど、災害への心構えを高めてください。

3 発令時の対応

2の表を踏まえ、警戒レベル3、4及び5が発令された際の園児にかかる対応を次のとおりとします。なお、避難情報が発令された場合の対象は、発令対象地区に所在する保育施設等とします。

(1) 「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	保育施設等の対応	左の対応をとるべき保育施設等
警戒レベル3 (高齢者等避難) 警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保)	<ul style="list-style-type: none">・当該日は休園とする。・保護者への休園の連絡に努める。	発令対象地区に所在する保育園・認定こども園等

開園前に発令が解除されても、しばらくは避難が差し迫った状況にあるため、当該日は休園とします。

(2) 「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	保育施設等の対応	左の対応をとるべき保育施設等
警戒レベル 3 (高齢者等避難) 警戒レベル 4 (避難指示) 警戒レベル 5 (緊急安全確保)	<p>・原則、予め保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。</p> <p>・保護者へ、「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。</p>	発令対象地区に所在する保育園・認定こども園等

4 保護者及び職員への周知

- ・町は文書やホームページ等で本ガイドラインの保護者周知を行います。
- ・保育施設等は、入園時のしおりや園だより、メール配信等で適宜、保護者への周知に努めるものとします。
- ・保育施設等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとします。